

平成23年6月21日

法制審議会民法（債権関係）部会

社団法人 信託協会

債権法改正に関する意見（要望事項）

1. 信託約款と契約の変更（第27 約款（定義及び組入要件）及び第31 不当条項規制関連）

- (1) 信託約款の変更と信義則違反の推定
- (2) 約款の定義・不当条項規制と契約書ひな型

2. 信託受益権と消滅時効（第36 消滅時効関連）

3. 敷金返還債務の承継と旧所有者の責任（第45 賃貸借関連）

4. 債権譲渡と対抗要件（第13 債権譲渡関連）

- (1) 現行法の二元的な対抗要件制度を維持すべきとの意見
- (2) 登記に一元化すべきとの意見

<参考資料>

1. 信託約款と契約の変更（第27 約款（定義及び組入要件）及び第31 不当条項規制関連）

(1) 信託約款の変更と信義則違反の推定

約款に該当した場合の効果について、①当該条項が存在しない場合と比較して、条項使用者の相手方の利益を信義則に反する程度に害するものは無効とし、②条項使用者に契約内容を一方的に変更する権限を与える条項は、当該条項が存在しない場合と比較して条項使用者の相手方の利益を信義則に反する程度に害するものと推定する、との考え方がある。

実務では、例えば、貸付信託約款、合同運用金銭信託約款、投資信託約款等において、受託者が信託約款を変更できる旨を規定しており、これらの規定が相手方の利益を信義則に反する程度に害するものと推定されることを懸念している。

信託法及び信託業法（並びに同法を準用する金融機関の信託業務の兼営等に関する法律）では、信託の変更という制度が定められており、一定の厳格な要件の下に受託者が信託の変更ができるとされている。このように、法がデフォ

ルトルールとして、または、業法として契約内容を一方的に変更する条項を定めることを認めている場合には、上記考え方は適用されないとするか、または、かかる考え方をとるとしても相手方の利益を信義則に反する程度に害するものと推定されないとするのが望ましい。

## (2) 約款の定義・不当条項規制と契約書ひな型

約款を不当条項規制の対象とするとの考え方の前提となる約款の定義について、「多数の契約に用いるためにあらかじめ定型化された契約条項の総体をいう」とする考え方が示されている。しかし、定義につきこのように考えると、契約書のひな形なども約款に含まれ、その結果、契約書のひな形などが広く不当条項規制の対象とされかねない。しかし、少なくとも信託実務における事業者間契約では、契約書ひな形を用いて一方当事者が案を作成するとしても、双方当事者が当該契約書案を確認のうえ、必要に応じて修正のうえ使用する（すなわち、個別の交渉が行われる）ものであり、不当条項規制の対象から除外すべきものである。したがって、仮に約款を不当条項規制の対象とするとしても、契約書ひな形などが一律に不当条項規制の対象となることがないように、約款の定義につき慎重に検討することが望ましい。

## 2. 信託受益権と消滅時効（第36 消滅時効関連）

消滅時効の効果に関しては、〔甲案〕当事者が援用したときに債権の消滅という効果が確定的に生ずるとの判例準則を条文上明記するという案と、〔乙案〕消滅時効の完成により債務者に履行拒絶権が発生するものと規定するという案が示されている。

〔乙案〕を採用した場合に、受益債権が消滅せず、その結果として信託も継続するとの結論となるのであれば、〔甲案〕の採用を望む。具体的には、以下の問題を想定している。

①信託法の解釈では、全ての受益債権が時効消滅した場合には、信託の目的不達成となり信託は終了すると考えられる。しかし、〔乙案〕によると、受益債権に係る債務の履行を拒絶できるとして、債権が完全に消滅するものではないと考えると、少なくとも信託法102条4項の除斥期間が経過するまでは受益債権が消滅せず、信託も存続するのかが否か明らかでない。仮に信託が存続する場合、信託業法の適用を受け続けることになり、信託業法27条1項の信託財産状況報告書や、29条3項の書面を作成し続けなければならないのではないかの疑問が生じる。

②例えば、a b 2人の受益者がいる信託において、a の受益債権が時効により消滅したときは、信託財産の全部を b が取得するという信託を想定した場合に、

乙案の場合、a に対し履行を拒絶できるだけなので、b が信託財産の全てを取得できるのか判然としない。また、a が受益者であるのかどうか判然としないため、受益者の意思表示についてどう考えるのか、判然としない。

### 3. 敷金返還債務の承継と旧所有者の責任（第45 賃貸借関連）

賃貸借の目的不動産の所有権が移転された場合に敷金返還債務が新所有者に承継される場合には、旧所有者も、その履行を担保する義務を負う旨の規定を設けるべきであるとの考え方がある。

このようなルールを定めた場合には、旧所有者は、将来敷金を返還するかもしれないという不確実な義務を負うこと、敷金を返還した場合には、新所有者に対し不当利得返還請求権を取得するため、新所有者に対する信用リスクを負担することとなり、賃貸借の目的物たる不動産の譲渡の当事者となることの障害となる。

不動産流動化の場面で考えると、信託財産である賃貸不動産を売却して、信託を終了する場合に、固有財産で担保義務を負担することになるため、信託財産である賃貸不動産から生じる経済的利益を全て受益者に移転せず、当該リスク相当額を信託財産に留保せざるを得ないが、これは、不動産証券化手法の障害となる。また、信託終了時に、信託財産である賃貸借不動産を委託者や受益者に交付する信託においても同様の問題が生じる。

さらに、実際に旧所有者として支払う場面を想定すると、賃借人が未払い賃料等の支払義務を賃借人に対して負担している場合には、それを調査して返還すべき敷金の額を計算する必要があるなど負担が大きい。

このように、旧所有者が敷金返還債務の履行について担保義務を負担するというルールは、不動産売買や不動産流動化手法等の障害となり、経済の活性化の阻害要因となると考えられる。

賃借人側には、判例・通説に従い新所有者が敷金返還債務を承継することが条文上も明文化されるのであれば、最終的には賃料債務との相殺という手段、又は当該不動産競売時の競落人による債務承継という道が残されていることを考えると、旧所有者による「担保義務」までの保護は不要ではないかと考える。

### 4. 債権譲渡と対抗要件（第13 債権譲渡関連）

債権譲渡の対抗要件制度については、信託協会において、以下のように現行法の二元的な対抗要件制度を維持すべきとの意見と、登記に一元化すべきとの意見がある。いずれにしても、債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化するかどうかを検討するにあたっては、どのような登記制度を前提とするか、その

登記制度に一元化した場合のメリットやデメリットを考慮し慎重な検討がなされるべきである。

(1) 現行法の二元的な対抗要件制度を維持すべきとの意見

現在の登記制度は、債権の特定方法が画一的でないため、登記されている債権が、譲渡を予定する債権と同一であるのかの確認が困難であるという問題がある（現在は、登記により対抗要件を取得している企業が少ないため、登記をしていないことの確認で足りるが、登記に一元化された場合には問題が顕在化する）。また、譲渡禁止特約のある債権が譲渡対象となる場合には、債務者の承諾を得るという事務は残るし、小口債権以外の債権を流動化する場合には、抗弁権の切断を図るため債務者の異議なき承諾を取ることが一般的である。そのため、登記制度の一元化については、対抗要件を確認するための事務負担が軽減されるか疑問がある。

更に、下請企業の資金調達手段である一括支払信託については、登記制度に一元化された場合は、継続困難となる。一括支払信託は、多数の納入企業が支払企業に対する売掛債権を信託し、売掛債権に代わる信託受益権を取得して、当該受益権の割引を受けることにより資金調達を図る仕組みであり、債務者（支払企業）の異議なき承諾を記載した書面（1通）に確定日付を得ることで、債務者対抗要件および第三者対抗要件を具備し、抗弁の切断をも図ることとしている。一方で、登記に一元化された場合には、登記は債権の譲渡人との共同申請で行うため、多数の納入企業との間で債権譲渡ファイルを調製し、登記申請書を作成の上、中野法務局に申請する必要がある。これはコスト負担の増加（単純化しても従来 700 円の確定日付で対抗要件が具備できたものが、7500 円×債権者となる。例えば、下請企業が 1 万社ある場合は 7500 万円になる。）や支払企業・納入企業双方における事務負担が増大し、一括支払信託の運営は事実上困難となり、下請企業にとっては資金調達の選択肢が減ることになる。（加盟会社の中には一括支払信託を利用している納入企業が 10 万社を超えるものがある。）

動産・債権譲渡特例法の登記は、債権者が多数の債権を一括して譲渡する場合には、極めて有用な制度であるものの、多数の債権者の債権譲渡の対抗要件を取得する場合や少数の債権譲渡の対抗要件を取得する場合には、債務者をインフォメーションセンターとする現行制度の方が、関係者の事務負担やコストの観点から望ましい場面が多いと考えられる。更には、債権譲渡が全て登記によって開示されるとすると、自己の債権が譲渡対象となっていることを一般に知られたくない企業にとっては、資金調達手段としての債権譲渡を阻害する要因となる。そのため、取引に応じた対抗要件取得が可能である現状を維持することが望ましい。

登記制度の改善策としては、次のようなものが考えられる。

- ①現状の債権者単位での登記だけでなく、債務者単位の登記も可能とすること
- ②同一債務者に対する多数債権の譲渡を単一の債務者への通知および承諾と同等の登記費用や事務負担（例えば債務者による登記申請を認める）とすること
- ③債務者が自己に対する債権の譲渡の状況について容易に確認できること
- ④二重譲渡の確認が確実かつ簡便にできる制度となること

ただし、このような措置を取ったとしても、やはり債務者の承諾が必要な場合があることや登記による開示を望まない債権者の存在についての問題点は残るし、大量の契約変更事務を必要とする改正をあえて行うのかという問題もある。

特に一括支払信託などにより中小企業の資金調達が行われている状況から、多様な調達手段が維持されることを前提に制度改善されることを要望する。

## (2) 登記に一元化すべきとの意見

民法 467 条の対抗要件制度と債権譲渡登記制度が二重に存在している為、民法 467 条による対抗要件具備と動産・債権譲渡特例法の登記による対抗要件具備による債権の二重譲渡の可能性がある。債権譲渡の第三者対抗要件具備の方法を登記に一元化することにより、登記を確認すれば優先する債権譲渡の有無を把握することができ、現行法の二元的な対抗要件制度を維持することに比べ、二重譲渡を防止することが可能になるというメリットが存在する。このため、流動化・証券化市場の発展の為に、債権譲渡の第三者対抗要件を登記制度に一元化することに賛成すべきである。

ただし、特例法上の登記制度については、上記(1)記載の登記制度の改善策を始め、利用者の拡充および利便性の向上を図る方向で現行制度を見直すことが望ましい。

以上

## <参考資料>

### 1. 信託約款と契約の変更

《貸付信託（収益満期受取型）契約約款》（一加盟会社の使用例）

#### 第20条（信託約款の変更）

- (1) 当社は、受益証券の権利者の利益のために必要と認められるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、金融庁長官の承認を得てこの信託約款を変更できるものとします。
- (2) 当社が金融庁長官の承認を得て信託約款を変更しようとするときは、変更の内容および変更について異議のある受益証券の権利者は一定期間内にその異議を述べるべき旨の公告をすることとします。
- (3) 受益証券の権利者が前項の期間内に異議を述べなかった場合には、その変更を承諾したものとみなします。受益証券の権利者が異議を述べた場合には、その変更がなかったならば有していたであろう公正な価格でその受益証券を買取ることを当社に請求できるものとします。この場合の公正な価格とは、第17条に準じて当社が定める価格とします。

#### 第21条（公告）

- 第3条第3項、第13条第4項および前条第2項の公告その他この信託に関して当社が行う公告は、  
●●新聞に掲載して行うこととします。

《信託法》

- 149条 信託の変更は、委託者、受託者及び受益者の合意によってすることができる。この場合においては、変更後の信託行為の内容を明らかにしてしなければならない。
2. 前項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定めるものによりすることができる。この場合において、受託者は、第一号に掲げるときは委託者に対し、第二号に掲げるときは委託者及び受益者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。
    - 一 信託の目的に反しないことが明らかであるとき 受託者及び受益者の合意
    - 二 信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかであるとき 受託者の書面又は電磁的記録によってする意思表示
  3. 前二項の規定にかかわらず、信託の変更は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める者による受託者に対する意思表示によってすることができる。この場合において、第二号に掲げるときは、受託者は、委託者に対し、遅滞なく、変更後の信託行為の内容を通知しなければならない。
    - 一 受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 委託者及び受益者
    - 二 信託の目的に反しないこと及び受託者の利益を害しないことが明らかであるとき 受益者
  4. 前三項の規定にかかわらず、信託行為に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。
  5. …

《信託業法》

- 29条の2 信託会社は、重要な信託の変更（信託法第百三条第一項 各号に掲げる事項に係る信託の変更をいう。）又は信託の併合若しくは信託の分割（以下この条において「重要な信託の変更等」という。）をしようとする場合には、これらが当該信託の目的に反しないこと及び受益者の利益に適合することが明らかである場合その他内閣府令で定める場合を除き、次に掲げる事項を、内閣府令で定めるところにより公告し、又は受益者（信託管理人又は受益者代理人が現に存する場合にあっては、当該信託管理人又は受益者代理人を含む。以下この条において同じ。）に各別に催告しなければならない。

- 一 重要な信託の変更等をしようとする旨
  - 二 重要な信託の変更等に異議のある受益者は一定の期間内に異議を述べるべき旨
  - 三 その他内閣府令で定める事項
2. …
3. …
4. 前三項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- 一 信託行為に受益者集会における多数決による旨の定めがあるとき。
  - 二 前号に定める方法以外の方法により当該信託の受益権の総个数（各受益権の内容が均等でない場合にあつては、当該信託の受益権の価格の総額その他内閣府令で定めるもの）の二分の一を超える受益権を有する受益者の承認を得たとき。
  - 三 …
5. …

《「債権法改正の基本方針（民法（債権法）改正検討委員会 編）」》（以下、「基本方針」という。提案番号は【 】で記載。）

【3.1.1.25】（約款の定義）

（1）約款とは、多数の契約に用いるためにあらかじめ定式化された契約条項の総体をいう。

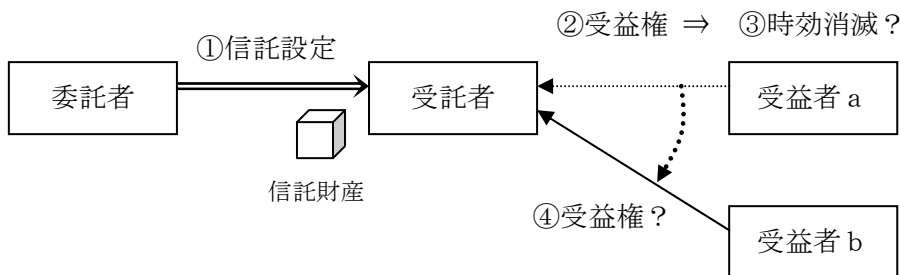
【3.1.1.34】

約款または消費者契約の条項[（…）]であつて、次に定める条項は、当該条項が存在しない場合と比較して条項使用者の相手方の利益を信義則に反する程度に害するものと推定する。

（イ）条項使用者に契約内容を一方的に変更する権限を与える条項

## 2. 信託受益権と消滅時効

〔図 1〕



《信託法》

102 条 受益債権の消滅時効は、次項及び第三項に定める事項を除き、債権の消滅時効の例による。

2. 受益債権の消滅時効は、受益者が受益者としての指定を受けたことを知るに至るまでの間（受益者が現に存しない場合にあつては、信託管理人が選任されるまでの間）は、進行しない。
3. 受益債権の消滅時効は、次に掲げる場合に限り、援用することができる。
  - 一 受託者が、消滅時効の期間の経過後、遅滞なく、受益者に対し受益債権の存在及びその内容を相当の期間を定めて通知し、かつ、受益者からその期間内に履行の請求を受けなかったとき。
  - 二 消滅時効の期間の経過時において受益者の所在が不明であるとき、その他信託行為の定め、受益者の状況、関係資料の滅失その他の事情に照らして、受益者に対し前号の規定による通

知をしないことについて正当な理由があるとき。

4. 受益債権は、これを行使することができる時から二十年を経過したときは、消滅する。

《信託業法》

27条 信託会社は、その受託する信託財産について、当該信託財産の計算期間ごとに、信託財産状況報告書を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、信託財産状況報告書を受益者に交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

2. …

29条 …

3. 信託会社は、前項各号の取引をした場合には、信託財産の計算期間ごとに、当該期間における当該取引の状況を記載した書面を作成し、当該信託財産に係る受益者に対し交付しなければならない。ただし、当該書面を受益者に対し交付しなくても受益者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

《基本方針》

【3.13.68】（債権消滅時効期間満了の効果）

〔甲案〕

〈1〉債権につき債権時効期間が満了したときは、債務者は、債権時効を援用することができる。

〔乙案〕

〈1〉債権につき債権時効期間が満了したときは、債務者は、その債権に係る債務の履行および利息債権、遅延損害金債権その他のその債権から付随的に生じる債権に係る債務の履行を拒絶することができる。

### 3. 敷金返還債務の承継と旧所有者の責任

《基本方針》

【3.2.4.06】（目的物の所有権の移転と賃貸借契約）

〈5〉〈3〉の場合において、賃貸借契約において、敷金として授受された金銭については、賃貸借の目的物たる不動産の旧所有者との間ですでに賃料等に充当された金額を除いて、その返還債務は、新所有者がこれを負担する。この場合に、旧所有者は、その返還債務の履行について担保義務を負担する。

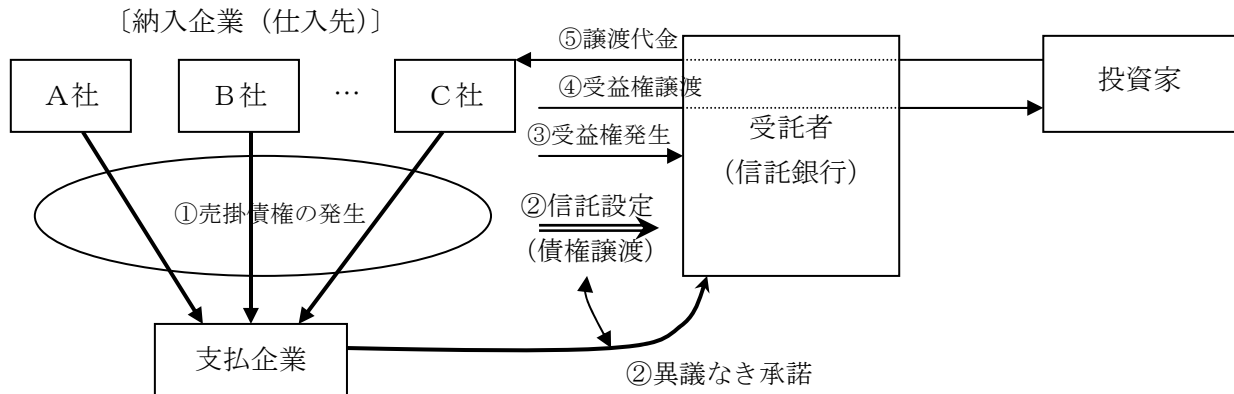
《昭和44年7月17日付 最高裁判所第一小法廷判決》

思うに、敷金は、賃貸借契約終了の際に賃借人の賃料債務不履行があるときは、その弁済として当然これに充当される性質のものであるから、建物賃貸借契約において該建物の所有権移転に伴い賃借人たる地位に承継があつた場合には、旧賃借人に差し入れられた敷金は、賃借人の旧賃借人に対する未払賃料債務があればその弁済としてこれに当然充当され、その限度において敷金返還請求権は消滅し、残額についてのみその権利義務関係が新賃借人に承継されるものと解すべきである。



#### 4. 債権譲渡と対抗要件

〔図2〕一括支払信託スキーム図



《民法》

467条 指名債権の譲渡は、譲渡人が債務者に通知をし、又は債務者が承諾をしなければ、債務者その他の第三者に対抗することができない。

2. 前項の通知又は承諾は、確定日付のある証書によってしなければ、債務者以外の第三者に対抗することができない。

《動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律》

(債権の譲渡の対抗要件の特例等)

4条 法人が債権（指名債権であつて金銭の支払を目的とするものに限る。以下同じ。）を譲渡した場合において、当該債権の譲渡につき債権譲渡登記ファイルに譲渡の登記がされたときは、当該債権の債務者以外の第三者については、民法第四百六十七条の規定による確定日付のある証書による通知があつたものとみなす。この場合においては、当該登記の日付をもって確定日付とする。

2. …

《民法（債権関係）の改正に関する中間的な論点整理》

##### 第13 債権譲渡

##### 2 債権譲渡の対抗要件（民法第467条）

- [A案] 登記制度を利用することができる範囲を拡張する（例えば、個人も利用可能とする。）とともに、その範囲において債権譲渡の第三者対抗要件を登記に一元化する案
- [B案] 債務者をインフォメーション・センターとはしない新たな対抗要件制度（例えば、現行民法上の確定日付のある通知又は承諾に代えて、確定日付のある譲渡契約書を債権譲渡の第三者対抗要件とする制度）を設けるとする案
- [C案] 現在の二元的な対抗要件制度を基本的に維持した上で、必要な修正を試みるという案